

河井継之助生誕200年広域周遊プロモーション業務委託 簡易評価型プロポーザルに関する質問内容及び回答

No.	資料名称	ページ数	項目名	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領	1	5 提案上限額	企画実施に係る費用補填について	今回提案する一連の企画実施のために、一般企業や団体から企画協賛を募るなどをして補填しても問題ないでしょうか。	企画協賛等を募ること自体は妨げません。ただし、実施に当たっては市と事前協議の上、適切に対応してください。
2	仕様書	1	2 業務目的	文言の解釈について	業務目的として「県内外からの誘客促進」および「本市の観光振興」と記載されていますが、これは河井継之助関連施設の周遊促進を指すものでしょうか。あるいは、河井継之助に関係ない、その他の観光施設や観光資源も含めた広域的な周遊促進を意図しているのでしょうか。	河井継之助及びゆかりの地を主軸としつつ、当市への誘客促進・観光振興に資する範囲で、市内観光施設・資源等を組み合わせた広域周遊を想定しています。
3	仕様書	1	2 業務目的	生誕200年の時期及び市の関連事業との連携について	本業務で発信する「生誕200年」の時期（年・月）について、市の定義をご教示ください。また、本業務とは別に市又は記念館が予定する生誕200年記念事業等があれば、本業務との連携の可否を含めご教示ください。	河井継之助の生年月日は、文政10年(1827年) 1月1日（新暦では1月27日）ですが、令和8年度を生誕200周年の年とします。 今年度は河井継之助記念館の開館20周年の年でもあり、以下事業を検討しています。市主催事業であるため連携は可能であり、連携を前提とした提案も認めます。 ○河井継之助記念館開館20周年記念 ・特別展示「いま、新たな継之助に出会う」 ・特別企画「かたばみ茶会」 ・記念講演会
4	仕様書	1	4 業務実施場所	文言の解釈について	本項目に業務実施場所として(1)～(3)の記載がございますが、キャンペーンの企画運営にあたり項目6(1)に記載の条件を満たす内容であれば、記載の施設・地域等以外でキャンペーンを実施しても問題ないという解釈で相違ないでしょうか。	仕様書記載の条件を満たし、事業目的に資する内容であれば、記載以外の場所・地域を活用した提案も妨げません。
5	仕様書	1	4 業務実施場所 ／6(2)ア	ゆかりの市町村・施設との連携・調整について	小千谷市・見附市・福島県只見町等のゆかりの市町村及び施設との連携・調整について、市が窓口となり協力依頼を行っていただけののでしょうか。それとも受注者が個別に調整する想定でしょうか。既存の連携体制があればご教示ください。	関係自治体・施設との調整は、原則として受注者に行っていただく想定です。必要に応じて市が協議・調整に協力します。
6	仕様書	2	4 業務実施場所 ／6(1)エ	記念館の活用及び既存事業との関係について	長岡市河井継之助記念館において、企画・イベントの実施や館内スペースの活用は可能でしょうか。また、来館促進にあたっての入館料の取扱いや、記念館・市が現在実施中又は予定している関連事業との重複について留意すべき点があればご教示ください。	記念館の活用は、施設運営に支障のない範囲で市と協議の上可能です。また、関連事業については、No3のとおりです。
7	仕様書	2	6 業務内容及び業務要件	周遊バスツアー実施時期について	バスツアーの実施時期について、10月から11月と指定されていますが、具体的な内容検討の結果、市と協議の上、委託期間内で実施時期を変更することは可能でしょうか。	ツアーの実施時期は、原則として仕様書に記載のある10月及び11月を想定しています。ただし、時期を変更すべき明確かつ特別な理由がある場合は、市と協議の上、変更を相談することは可能です。
8	仕様書	2	6 業務内容及び業務要件	文言の解釈について	本項目(1)ウに記載の「マスメディア等」について、キャンペーン自体はリアル開催とし、その告知等をマスメディア等を活用して行うこともできるという解釈で相違ないでしょうか。	相違ありません。キャンペーン自体の実施形態は提案によるものとし、その告知等にマスメディア等を活用することも可能です。

No.	資料名称	ページ数	項目名	質問項目	質問内容	回答
9	仕様書	2	6(1)ウ キャンペーン	「マスメディア等を活用したキャンペーン」の解釈について	「マスメディア等を活用したキャンペーン」について、有料の広告出稿を必須とするのでしょうか。報道機関への情報提供等によるパブリシティ（取材・報道の誘致）やWEBメディア、SNS等も活用できるという解釈で相違ないでしょうか。	有料広告の出稿を必須とするものではありません。マスメディア、WEBメディア、SNS、パブリシティ等を含め、効果的な手法を提案してください。
10	仕様書	2	6(1)エ/7 企画提案にあたっての視点	成果指標（KPI）について	記念館来館者数の増加や経済効果の創出について、市が想定する目標値や評価指標があればご教示ください。また、実績報告書で求める成果の測定方法について想定があれば併せてご教示ください。	個別の成果指標（KPI）は設定していません。本業務の目的達成に資する提案であるかを基準に総合的に評価します。
11	仕様書	2	6(2)ウ 参加料金	バスツアー参加料収入の取扱いについて	バスツアー参加者から徴収した参加料は、受注者の収入として本業務の事業費に充当できるという理解でよろしいでしょうか。または別途、市への報告・精算が必要でしょうか。	バスツアー参加者から徴収した参加料は、本事業の収入として、本業務に充当することを原則とします。
12	仕様書	2	6(2)ク ツアー実施後の発信	ツアー実施後の発信について	発信する対象者は委託仕様書P1-（5）ターゲットと同じ想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書	2	6(1) キャンペーンの企画運営	プロモーション・キャンペーン等の協力可否について	キャンペーンを実施するにあたり、告知やプロモーションの一環として長岡市のホームページ・SNS等に情報・リンク等を掲載いただくことは可能でしょうか。	可能な範囲で掲載します。
14	仕様書	2	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	周遊バスツアーの実施形態について	本項目に「主に首都圏居住者を対象とした周遊バスツアーを造成し催行する。」とありますが、全行程バスを使用しなければいけないのか、もしくは列車とバスを組み合わせても問題がないのかご教授ください。	列車とバスを組み合わせた提案で差し支えありません。
15	仕様書	2	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	ツアー代金補助限度額について	本項目に「なお、委託料をツアー代金補助に充てることは妨げない。」とありますが、補助に充てられる上限額はございますか。	上限額は特に定めていません。ただし、委託料総額の範囲内で、業務全体として妥当な内容となるよう提案してください。
16	仕様書	2	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	募集人数について	本項目に「募集人数は、1回あたり最低20名とする。」とありますが、市と協議の上定めた最少催行人数以上、20名未満となった場合はツアーを催行できるという認識でよろしいでしょうか。	最少催行人員を満たした場合は催行可能です。ただし、募集人数は1回あたり最低20人としているため、可能な限り20人程度の参加者確保に努めてください。
17	仕様書	2	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	募集人数に満たない場合の事業費について	本項目に「募集人数は、1回あたり最低20名とする。」とありますが、市と協議の上定めた最少催行人数以上、20名未満でもツアーの催行が可能な場合、事業費は満額お支払いいただけるのでしょうか。	最少催行人数以上でツアーを催行した場合は、委託料の範囲内で支払い対象とします。なお、内容が業務全体として妥当であることを前提とします。
18	仕様書	3	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	ツアーの出発地について	主な対象を首都圏居住者とすると思いますが、ツアーの出発地（東京駅・長岡駅等）は自由提案との認識でよろしいでしょうか。	出発地は自由提案とします。主に首都圏居住者を対象とし、事業目的の達成に資する設定としてください。
19	仕様書	3	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	バスツアー中止に伴い発生する費用の具体例について	本項目に「申込者が最少催行人数に達せず、バスツアーを中止した場合、中止に伴い発生する費用は受注者の負担とする。」とありますが、中止に伴い発生する費用の具体例をご教授ください。	各種手配に要した取消料等を想定しています。詳細は契約後に協議の上整理します。

No.	資料名称	ページ数	項目名	質問項目	質問内容	回答
20	仕様書	3	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	不可抗力等により指定の時期に催行できなかった場合の扱いについて	本項目ケに代替プランの用意や再度ツアーを企画し実施することは妨げないという記載がございますが、不可抗力等により10月から11月までの2か月間で実施できない場合の対応方法と事業費の扱いについてご教授ください。	不可抗力等により実施が困難な場合は、代替プランを用意の上、市と協議して対応を決定します。費用負担については、仕様書のとおり協議の上、委託料を充てることができます。
21	仕様書	3	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	不可抗力等によりバスツアーが中止になった場合のプロモーション費について	バスツアーが催行中止となった場合、催行に向けてすでに実施した告知やプロモーション等に係る費用はお支払いいただけるのでしょうか。	バスツアーが催行中止となった場合、既に行なった告知やプロモーション等に係る費用については、委託料の範囲内で支払い対象とします。 なお、当該費用は、本業務の実施に向けて適切に準備・実施されたものに限りま。
22	仕様書	3	6(2) 周遊バスツアーの造成・催行	ツアー告知等の協力可否について	ツアーを告知するにあたり、長岡市のホームページやSNS等にツアー情報・商品リンク等を掲載いただくことは可能でしょうか。	可能な範囲で掲載します。
23	評価要領	2	4 選考評価基準	評価基準について	本事業において、バスツアー参加者数やLPアクセス数等のKPI（重要業績評価指標）の設定はございますでしょうか。	個別の成果指標やKPIは設定していません。 本事業の目的達成への寄与を基準とし、提案内容の具体性・実現性等を踏まえ総合的に評価します。